

省エネルギー診断等普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内事業者の省エネルギー診断等（一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断その他の診断に要する費用に国の補助金が充当されている省エネルギー診断をいう。以下同じ。）の受診を促進することにより、省エネルギー構造への転換を図るとともに、山梨県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）に基づく事業者の事業活動における脱炭素化を集中的に進めるため、事業者が省エネルギー診断等の受診に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 事業所 工場、事務所その他事業を行う場をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、山梨県内に所在する事業所において事業を実施する法人及び個人事業主のうち、次の全てに該当する者とする。

- (1) 山梨県の県税の滞納がないこと。
- (2) 中小企業基本法に定める中小企業者又は会社法上の会社以外で、年間エネルギー使用量1,500kl未満の事業所等であること。
- (3) 本補助金の交付申請日時点において、山梨県内で実質的に1年以上事業を行っていること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 規則第5条の2各号に規定する者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
- (7) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に定める公共法人でないこと。
- (8) 同一年度に当補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業の内容及び補助金交付の対象となり得る経費（以下「補助対象経費」という。）並びにこれらに対する補助率は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、省エネルギー診断等普及促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に別表第2に掲げる関係書類を添えて、知事が別で定める期限までに、知事に提出しなければならない。
- 2 交付申請書の提出状況において、申請額の合計が予算の上限に達した場合には、前項の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

(補助金の交付決定)

- 第6条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、省エネルギー診断等普及促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金交付の条件)

- 第7条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。
- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ省エネルギー診断等普及促進事業費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増加を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、省エネルギー診断等普及促進事業費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令及び条例の規定を遵守すること。
- (5) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

(実績報告書の提出)

- 第8条 補助対象者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、省エネルギー診断等普及促進事業費補助金実績報告書(様式第4号)に別表

第3に掲げる関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、省エネルギー診断等普及促進事業費補助金額確定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、前条の補助金の額の確定後に、精算払により支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、規則第15条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が相当の理由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の取消しが天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、知事は、返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(調査等への協力)

第13条 知事は、この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(書類の保管)

第14条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しておかなければならない。

(指導監督)

第15条 知事は、補助対象事業の実施に関して必要と認めたときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の内容等について説明を求め、帳簿書類等を検査し、又は必要な指示を

行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

別表第 1 補助対象事業の要件（第 4 条関係）※ 1

補助対象経費※ 2 ※ 3	補助率
省エネルギー診断等の受診及び伴走支援の利用に要する経費	当該経費の 10 分の 10

※ 1 交付決定日から原則として知事が別で定める期限までの間に、補助対象事業の実施が完了し、支払いが完了したものを補助対象とする。補助対象事業に関する支払いは、県からの交付決定日以降とすること。

※ 2 補助金の交付を申請する年度内に実施した事業を補助対象とする。

※ 3 消費税及び地方消費税は除く。

別表第 2 補助金交付申請書（様式第 1 号）の添付書類（第 5 条関係）

番号	添付書類
1	申請者が当該申請に係る事業所等の所有者であることを確認できる書類
2	補助対象診断への申込書又は申し込んだことが分かる書類の写し
3	その他知事が必要と認める書類

別表第 3 補助金実績報告書（様式第 4 号）の添付書類（第 8 条関係）

番号	添付書類
1	診断結果報告書の写し
2	交付対象事業に係る領収書の写し
3	その他知事が必要と認める書類